SEINENHORITSUKA

# 青年法律家

発行　青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

No 545
2016・7・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2−2−5 小谷田ビル5階
☎ 03（5366）1131㈹　FAX 03（5366）1141
青法協H.P http://www.seihokyo.jp

**新潟水俣病行政認定訴訟　9名中7名認定** …… **高島　章**
**「ストップ！　リニア訴訟」の岐阜における取り組みについて** …… **岡本浩明**
**戦時中の中国人強制連行事件で三菱マテリアルとの和解成立** …… **犀川　治**
**第6回アジア太平洋法律家会議（COLAP−Ⅵ）に参加して** …… **安原邦博**
ロースクールの実情と法曹養成
**法科大学院の存否を含めた法曹養成の検討を** …… **石井一禎**
**法曹養成問題の新局面⑮**
ブックレット「法科大学院はどうなるー若手弁護士の声」を発行しました
是非、ご購入下さい …… **立松　彰**
新刊旧刊 **書評『小説　司法修習生　それぞれの人生』** …… **原　和良**
□ 6・9「安倍政権と報道の自由」集会アピール

山城祭の子ども

E-mail　bengaku@seihokyo.jp

# 新潟水俣病行政認定訴訟　九名中七名認定

新潟　高島　章

## 1　第二次訴訟

一九九二年三月三一日、私は、司法修習生として新潟水俣病第二次訴訟の判決言い渡しに立ち会った。一九九三年四月、新潟県弁護士会登録とほぼ同時にこの訴訟の弁護団に加わった。

そのころから、同訴訟について和解の機運が高まっており、当時の弁護団長坂東克彦先生と弁護団員・支援者との間で対立が深まっており、会議はいつも険悪な雰囲気であった。末端弁護団員である私には発言の機会もなく、正直、苦痛であった。

第二次訴訟は、一九九五年、村山内閣の下「政治決着」が図られ、原告一人当たり二六〇万円の和解で収束した。誰もが、これで水俣病は幕引き・収束だと思った。そして、皆、水俣病の事件を忘れ去った。

## 2　第三次訴訟

水俣病の事件など、すっかり忘れた二〇〇六年の春、木戸病院の斎藤恒医師が私の事務所を訪ねてきた。「水俣病などとっくに終わったでしょう」と私は答えたが、「現場を見てほしい」というので阿賀野川近くの被害者宅に赴いた（今は福島原発訴訟弁護団の二宮淳悟さんが法科大学院生でエクスターンシップ中だったので、連れて行った）。

私と同年代の被害者が複数いることに驚いた。水俣病というのは、老人の病気だと何となく思っていたからである。第二次訴訟のスローガンは「生きているうちに救済を！」であった。

周辺の話を聞くと、第二次訴訟主要メンバー複数に受任を打診したが断られ、私のところに流れ着いたらしい。新潟では、私以外に受任するような弁護士もいなかった。

訴訟提起前後は「名ばかり弁護団長」のような状態で、訴状は自分一人で起案した。その後、私を支えてくれる諸先生（第二次訴訟とは無関係の人たち）の力で訴訟を継続し、二〇一五年三月判決を迎えた。被告昭和電工に対し原告一一人中七人に四四〇万円から三三〇万円の損害賠償を認め、国・新潟県を被告とする国家賠償請求は棄却された（現在東京高裁第九民事部に係属中）。

## 3　行政認定訴訟

「損害賠償請求は解決の終着点ではない」ということは、第三次訴訟の初期から意識していた。行

政認定によってはじめて「認定患者」と認められ、国も加害者昭和電工も頭を下げる。そこが解決の終着点であった。

しかし、第三次訴訟提訴直後は、行政認定には不当なハードルが科せられていた。悪名高い昭和五二年環境庁通知である。同通知は、水俣病認定のためには、四肢末梢優位の感覚障害では足りず複数の症状の組み合わせが必要であるというものであった。同通知以降、九州でも新潟でも新たな認定はほとんどなされなくなった。

これを打ち破ったのが、二〇一三年最高裁判決であった。「昭和五二年判断条件に定める症候の組合せが認められない四肢末端優位の感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的な実証はない」というのが判決のポイントであった。

びろーんを広げる五十嵐勇弁護士

この判決のあったころ、私は、食道ガンで入院中であり、この判決を冥途の土産として後は、第三次訴訟の弁護団が行政訴訟で頑張ってほしいと思っていたのだが、神の思し召しで生きながらえ、退院後、行政訴訟を提起した。

第三次訴訟と行政訴訟の原告は、ほとんど重なり合っており、「新規提訴」は二名のみであった。このため、新たな主張・立証はほとんど不要で、大部分の立証が第三次訴訟の尋問調書・陳述書等の使い回しであり、第三次訴訟（八年がかり）ほどの苦労はなく、一年数か月で結審・判決となった。もっとも、訴訟終盤において、被告は「遅発性水俣病」に関し、あれこれと主張を出し始め、弁論終結予定の三日前に「審理続行を求める」上申書を提出してきた。見苦しい悪あがきであったが、予定どおり結審となった。

行政認定訴訟の被告は新潟市であるが、「法務大臣権限法」に基づき、指定代理人のほとんどは法務省の回し者であった。ちなみにそのトップは、定塚誠法務省訟務局長である。定塚局長は、冒頭に記した水俣病第二次訴訟判決の右陪席であった。水俣病とは関係のない訴訟で定塚さんが主任の高裁事件があり、ガンで入院中抜け出して仕事をしていた私を種々気遣ってくれた。個人的には、定塚さんの恩義を忘れてはいないのだが、水俣病の話は別論である。

## 4　判決

「九名の原告中七名を認定（勝訴）、二名は棄却」というのがこのたびの判決であった。

びろーん（判決等速報用手持幡）は予め「九名中〇名認定」を一〇種類用意していた。「びろーん出し」は、若手弁護士の仕事。年寄りの弁護団長が出る幕ではない。（**写真**）

「同居家族に認定患者がいるか」が判決の明暗を分けた。棄却原告二名は「同居家族に認定患者がいない」人たちであった。これは、環境省の「いわゆる三月通知」に引きずられた不当な判断であった。

その後、原告も被告も控訴した。控訴審の第一回弁論は、一〇月頃と見込まれる。

被告新潟市は「遅発性水俣病」を争点とし、原告は「昭和五二年基準・いわゆる三月通知」を争点とするものと見込まれるが、今から二年以内で勝負をつけたいと思っている。

弁護団長の命あるうちに救済してもらいたいと思っている。

# 「ストップ！ リニア訴訟」の岐阜における取り組みについて

岐阜　岡本　浩明

## 1　リニア訴訟に関わったきっかけ

「青年法律家」に自由法曹団のことを書くのもやや気が引けるが、私がリニア訴訟と関わることになったのは、自由法曹団岐阜支部の事務局長をしていたからである（ちなみに、青法協岐阜支部ではただの平会員である）。

二〇一四年一〇月ころ、私のもとに、一件の講演依頼があった。それはリニアに関するもので、岐阜県中津川市で同年一二月に行われる集会でのものであった。

岐阜県は、おむすびのような形をしており、おむすびの下辺の西から、西濃地域・美濃地域・中濃地域・東濃地域となっている。おむすびの頂点は飛騨高山地域である。ちなみに、梅干しが入っているであろう地域は、郡上踊りで有名な郡上八幡地域である。

中津川市は東濃地域であり、私の事務所が位置する美濃地域の岐阜市からは車で高速を利用しても片道一時間三〇分ほどかかる。また、私はそれまで取り立てて環境問題に取り組んできたわけでもなく、リニアもよく知らなかった。主催者は「団員を派遣されたい」とのことだったので、団岐阜支部メーリングリストに「講演依頼があったので誰か行きませんか」という呼びかけをした。が、全くリアクションがなかった。「行けません」という連絡すら、誰からもなかった。完全無視である。我が支部ではこういうことがよくある。事務局長の権限など無いに等しい。仕方なく事務局長の私が責任をとり、付け焼き刃の知識で講演をすることにした（今さらながら、主催者及び参加者にはお詫び申し上げます）。

当日、参加してみて、驚いた。ここまで現地の住民運動が盛り上がっているとは正直認識していなかった。集会の参加者からは、電磁波などに対する不安等、切実なものも多々あった。

リニアのルートは、中濃地域から東濃地域を経て長野県に抜ける。県庁所在地の岐阜市がある美濃地域では、リニアのことが話題になることは、それまでほとんどなかった。私はこの集会をきっかけに、これは真剣に取り組まなければならない課題だと感じた。

ただ、その後、現地の住民団体からは特段接触もなく、私も日々の忙しさにかまけて、何もやり取りをしないまま、月日が流れた。

## 2　全国弁護団の結成

二〇一五年四月ころ、団本部からリニア問題に関わっている弁護士が、一度東京で集まろうという呼びかけのFAXが来た。私の所にもどういう経緯かは分からないが、FAXが来た（団岐阜支部の事務局長だからかな）。すぐに参加することを決意し

た。記念すべきリニア弁護団の誕生である。

その後、数回の弁護団会議や山梨での現地調査合宿を経て、本年（二〇一六年）五月二〇日、「ストップ！　リニア訴訟」を東京地裁に提訴することができた。感無量である。

### 3　その後の取り組み状況や今後の課題

全国弁護団会議を通じて、現地の原告団や支援者とも繋がりができ（本来は逆であるが、これが岐阜の実態であった）、その後は、数回、中濃地域や東濃地域の支援団体において、講演や学習会を行った。また、名古屋の先生方を中心に名古屋弁護団が結成され、私はこの名古屋弁護団の支援を多々受けている。おんぶに抱っこの状態である。現在は、名古屋弁護団を中心に、名古屋と岐阜の各地域に担当弁護士を付けて、より現地との結びつきを強化するよう検討中である。

このように、現地との繋がりも徐々にできつつある。今後は、各地で工事も始まるであろうから、より現地とのつながりを密にし、場合によっては工事を差し止める法的措置など、迅速に対応できるような態勢をつくっていきたい。

今のところ、青法協岐阜支部会員で弁護団は私一人である。岐阜支部のような会員数が三〇名弱の支部は、各々色々な課題に忙殺され、人手が足りないというのが実情である。これもすべて安倍ちゃんのせいである。

ただ、このリニアは、環境問題はもちろんのこと、その実質は安倍政権の経済政策として利用されているのではないか、という疑念もある。事実、政府が低金利で融資することにより、工事を前倒しする計画が検討され始めた。私達、青法協が率先して取り組むべき課題であり、やりがいのある事件でもあるので、今後、岐阜でも弁護団を拡充していきたい。

# 戦時中の中国人強制連行事件で三菱マテリアルとの和解成立

東京　犀川　治

## ■　和解の概要

二〇一六年六月一日、北京において、中国人強制連行・強制労働事件（以下「中国人強制連行事件」）のうち、三菱マテリアル株式会社（旧三菱鉱業株式会社）関連の事業場一二か所に強制連行され、強制労働をさせられた事件（以下「三菱マテリアル事件」）について、被害者代表である生存者三名と加害企業の三菱マテリアルとの間で、和解が成立した。

この和解は、和解書に調印した生存被害者三名

のみならず、三菱マテリアル事件の被害者三七六五名全員について、終局的・包括的解決を目的としたものである。

和解の内容は、三菱マテリアルが強制労働による人権侵害の事実とその歴史的責任を認め、被害者に対して深く謝罪し、その謝罪の証として、被害者一人当たり一〇万元の金員を今後設立される基金に拠出するとともに、同社の負担で、被害現場である同社旧事業場などに記念碑を建立し、被害者遺族等による慰霊追悼事業を行うものである。

## ■　事件の概要と本和解までの道のり

第二次大戦末期、日本国内の労働力不足を補うため、日本政府の閣議決定にもとづいて、中国から日本へ三万八九三五人が強制連行された。連行された中国人は、日本企業三五社の全国各地にある一三五の現場（炭坑・鉱山・土建現場・港湾など）において、過酷な労働を強いられ、終戦までに六八三〇人が死亡した（以上の数字は、外務省作成の「華人労務者就労事情証左調査報告書」〈いわゆる「外務省報告書」〉による）。

これらの被害者・遺族は、一九九五年以降、日本各地で企業や日本政府を被告として訴訟を提起したが、二〇〇七年四月二七日の西松安野事件最高裁判決によって、被害者個人の実体的請求権は消滅していないが、裁判上これを請求する権利（訴権）は消滅したとの理由で請求を棄却され、日本での訴訟による解決の道は閉ざされた。

日本各地で提起された訴訟のうち、札幌、東京、福岡、長崎、宮崎では、三菱マテリアルが被告となっていた。それら事件の判決は、日本政府と企業による共同の加害行為・不法行為責任を認めながら、西松安野事件最高裁判決に沿って請求を棄却した。しかし、そのうちいくつかの裁判所が、和解の努力を求める所見を示し、加害者である国や企業に解決の努力を促す付言を判決に記載し、あるいは、判決時に解決の必要性を口頭で述べるなど、この問題の解決を強く促す姿勢を示した。

被害者側はその後も中国国内で三菱マテリアルを相手に訴訟を提起するなど、同社に対してこの問題の解決を迫り、粘り強い交渉の末、今回の和解に至った。

## ■　この和解の意義

中国人強制連行事件については、これまでに加害企業と被害者側が和解した事例が複数存在する。しかし、今回の和解は、加害企業が強制労働の人権侵害性を明確に認めて謝罪したものであり、加害者側の責任の認識としては、これまでにない深さといえる。

謝罪の証として被害者に交付される金額も、これまでの和解事案を上回るものとなっている。

また、本和解では、三菱マテリアルが、二度と過去の過ちを繰り返さないために記念碑の建立に協力し、この事実を次世代に伝えていくことを明確に約束している。これは、これまでの和解事例にはない画期的な点である。

さらに、本和解では、三菱マテリアルの役員が自ら中国に赴き、生存被害者に直接会って謝罪している。これもまた、中国人強制連行事件の加害企業の謝罪のあり方として、新たな段階に進んだものといえる。

## ■　今こそ全面解決を

本和解は、三菱マテリアル事件の解決にとどまらず、中国人強制連行事件全体の解決のための重要な足がかりとなるものである。

日本を代表する企業グループの一員である三菱マテリアルが本和解に踏み切ったことにより、同様の解決要求が被害者側から各加害企業に向けられることとなろう。

また、その場合の和解内容が、被害者側にとって本件和解より低いレベルであることは考えにくい。

さらに、中国人強制連行事件を国策として決定・遂行した日本政府に対する責任の追及はより

厳しいものになろう。特に、すでに消滅している加害企業に連行され、強制労働させられた被害者にとっては、加害企業との和解による被害の回復はあり得ないため、他の被害者との公平の観点からも、日本政府の責任が厳しく問われるのは必然である。

私たち中国人強制連行・強制労働事件全国弁護団は、以前から、日本政府と加害企業が、被害者全員を対象とする賠償のための基金を設立してこの事件を全面解決すべきであると訴えてきた。

被害者が高齢化し、日に日に生存者が少なくなっていることを思えば、一日も早い解決が求められている。本和解を機に、今こそ日本政府の主導と責任において、すべての加害企業の参加により、さらには経済団体等の参加を得て、中国人強制連行事件の被害者約四万人すべてを対象とする全面解決が果たされるべきである。

# 第6回アジア太平洋法律家会議（COLAP-Ⅵ）に参加して

大阪　安原　邦博

第六回アジア太平洋法律家会議（Conference of Lawyers in Asia Pacific＝COLAP＝コラップ）が、ネパール・カトマンズにて、六月一七日（金）～一九日（日）の日程で開催された。日本からは、研究者・弁護士・院生・社会活動家など総勢二二名が参加し、当部会からも多くの参加者があった。

六月一六日（木）夜、通常業務が一週間できなくなるため（ボカラへのオプショナルツアー参加のため）ギリギリまで仕事をしたものの、やはり憂いを残しながら関西空港へ。関空からバンコクまで約六時間の飛行機、バンコクの空港で約六時間の待機、そしてバンコクから約三時間半の飛行機に乗って、ネパール・カトマンズのトリブバン空港に降り立った。

現地は、六月一七日（金）の昼。何となく大阪よりも暑い。そして埃っぽい。コラップの開会式は夕方からなので、日本からの参加グループでカトマンズの街を少し回った。

震災から一年程が経過したカトマンズ。パシュパティナート（ネパール最大のヒンドゥー教寺院）の火葬場には、遠目では大量のマキ置場、よく見たら崩れた建物の跡地があった。また、ハヌマン・ドカ（旧王宮）も、ところどころで崩れており、未だ修復中であった。しかし街には活気があった。信号も横断歩道もない道路に（たまにある信号は作動していない）、入り乱れる車、乗り合いバス、バイクによるクラクションの大合奏。どの道も人、人、人、バイク、バイク、車、車、犬、たまに牛で、油断しているとはねられそうになった。舗装されていない道が多く、巻き上がる砂埃

のためマスクをつけている人が多い。

さて、コラップである。参加国は米欧も含む二〇か国程、参加者は二〇〇名弱であった。開会式には（閉会式にも）ネパールの首相等、複数の閣僚らが出席していて、お歴々はとにかく話が長かったのであるが（ネパールの特性？）、停電を複数回挟みながら、二〇〇八年に王制から連邦民主共和制に移行し、二〇一五年に憲法を制定したこと等について報告がなされた。

翌六月一八日（土）、全体会ではネパールにおける民主化プロセスの発展と課題についての報告があり、続いて分科会Ⅰ「世界平和と地域平和」、Ⅱ「人権」が並行開催され、各国からの報告を受けての討議があった。

今回のコラップ会議の成果の一つとして、アジア太平洋法律家協会（Confederation of Lawyers in Asia Pacific）の設立がなされた。これまでのコラップの成果を継承し、組織体として活動することになったのである。また、サイドイベントとして、各国の若手法律家と法学生の交流もあり、当部会の若手弁護士らから活動報告をした。

六月一九日（日）は、分科会Ⅲ「経済発展の権利」、Ⅳ「民主主義を脅かすもの」の並行開催の後、会議のまとめとしての報告、宣言がなされ、コラップが閉会し、ソリダリティナイト（Solidarity Night）で大いに交流をした。

長い閉会式のあいだ、ネパールの若手弁護士が私のところへ質問に来た。私が分科会Ⅳ「民主主義を脅かすもの」で報告をした日本のヘイトスピーチ（ヘイトデモの映像等）についてである。

「あの映像ってガチ？」と問うてきたので、私が、「ガチもガチ。ていうか分科会でも言うたけど、日本では、法務省が確認しただけで二〇一二年から二〇一五年まで約一二〇〇回あんなことが公道等で行われてて、ちなみに今も続いてる。」と答えると、衝撃を受けたようで、「ネパールにも差別はあるけれども、あんなことはない。だいたいは隠れてやられてると思う。」と述べた。

私が、「隠れてやるのは、人に見られたら恥ずかしいからと違う？　ビデオで見た日本のヘイトス

【写真上】若手法律家と法学生のサイドイベントにて、左から、発言をする喜多自然会員、安原、中峯将文会員、磯部たな会員
【写真下】分科会Ⅳ「民主主義を脅かすもの」にて、ヘイトスピーチの報告

ピーカーは、ああやって公道でヘイトをまき散らすし、その映像をネットで配信する。隠れるどころか、むしろ見て欲しがってんネン。きっと彼らにとっては、あれが正義やから。で、ネットには、彼らに賛同する意見が大量にあんネン。」と伝えたところ、彼は「うう～ん」と考えこんでしまった。

やり取りはその程度で、また、わざわざ質問に来てくれたのは彼一人だけであったが、ヘイトスピーチ問題について少し共有できた気がして、それだけでコラップに参加した甲斐があった。アジア太平洋法律家協会もできたことであるし、今後、国の枠を超えた法律家の協働を発展させられればなと思う。そうすれば、日本を含むアジア太平洋地域、世界の様々な問題の解決にも資するであろう。

# 法科大学院の存否を含めた法曹養成の検討を

東京　石井　一禎

## 第一　法科大学院に入学するまで

私は、大学卒業後は、アルバイトをしながら、旧司法試験を受験しておりましたが、結局合格できず、二〇一一年法科大学院に入学し、新司法試験により法曹を目指すことになりました。

旧司法試験を受験しているときは、毎年旧試験の合格者が大幅に減らされていきました。自分も二〇〇九年の司法試験では、一七〇番くらいでしたが、合格者が一〇〇人程度だったので不合格でした。

## 第二　法科大学院の内容

### 1　経済面について

私は、運よく、法科大学院の既習の学費免除コース（二年間学費と入学金が無料）に入学できました。よって、法科大学院の進学にあたり、経済的な負担は、書籍代や、通学の交通費、食事代くらいでしょうか。

とはいえ、多くの学生は、年間一五〇万円くらいの学費を支払っていたと思います。そして、その学費を支払うため、日本学生支援機構から、奨学金を借りている人も多くいました。もちろん貸与なので、卒業後は原則として返還しなければなりません。

（その後、志願者を増やすため、多くの法科大学院が、学費を値下げいたしましたが、それでも国立で、初年度平均一〇八万六〇〇〇円、私立で一四〇万円を支払う必要があります）

### 2　授業とカリキュラム

授業の内容は、ケースブックの判例等を調査研究させて、課題として発表させるものなどが多く、必ずしも司法試験に直結するものとはいえませんでした。

なぜ、この課題が必要なのか、司法試験とどう関係しているのかの説明もありませんでした。

また、文部科学省の指導で、いわゆる受験指導が禁止されていたので、起案して添削してもらうことも、推奨されていませんでした。

こういう授業内容でしたから、結局合格者は、ほとんど輩出できません。

私の学校で現在司法試験に合格しているのは、学年で五〇人くらいのうち五人です。

## 第三　法科大学院の低迷

一部の上位の法科大学院を除き、大半のロースクールの合格率は、低迷しています。法科大学院の全体の志願者も大幅に減少しています。二〇〇四年当初は約四万の志願者がいましたが、二〇一五年は、一万人を割り込みました。上位と言われる学校でも、志願者は減って、定員も削減しています。

また、二〇〇四年の当初七四校あったロースクールは、二〇一六年六月現在で、三五校が募集を停止しています。閉校になった学校の多くは、合格率の低下、志願者の低迷によるものと考えられます。

少しでも志願者を増やすため、各法科大学院は、学費の大幅な値下げや免除、給付型奨学金を増やしていますが、減少に歯止めがかかりません。

## 第四　合格率が上がらない原因

合格率の低い学校には以下の原因が考えられます。

1　法科大学院の教員の多くが司法試験に合格していない。または、司法試験の過去問や出題の趣旨について適正に分析などしていない。

2　多くの教員が、司法試験に合格していないし、司法修習に行っていないので、最高裁判例や司法研修所の見解や考え方を知らない。

3　法科大学院の教員の多くは、学者であり、実務経験が乏しい。

4　司法試験が、旧試験であれ、新試験であれ、限られた時間内で、起案する試験であることには変わりない。つまり司法試験に合格するには、高い知識と処理能力が必要。そのための起案する機会が少ない。

5　母校の合格者数が少ないため、合格者から、勉強の指導やアドバイスを受ける機会が少ない。

結局、合格率の低迷している学校は、どうしたら合格者を増やすことができるかノウハウもないまま法科大学院を開設して運営していたのではないでしょうか。

## 第五　予備試験の存在と意義

法科大学院が低迷する一方、法科大学院を経由せず、予備試験ルートで新司法試験に合格する人が増えています。予備試験受験者は、二〇一一年から増え続け、一万人を超えています。

司法試験の合格率も予備試験組がトップです。

多くの有名な企業法務系事務所が、予備試験合格者に内定を出している話もあります。

さらに、ある自民党の議員のブログによれば、法務省、司法研修所の資料によると、司法試験の成績、司法修習の成績も法科大学院卒業者より予備試験合格者の方が、成績が良いとのデータがあるとのことです。

## 第六　司法試験情報漏洩事件

昨年（二〇一五年）、明治大学法科大学院の教員が、教え子に憲法の試験問題を漏洩する事件が起きました。

元々、司法試験の試験委員には、多くの法科大学院の教員が選任されていました。ですので、特定の法科大学院の司法試験の試験委員が、法科大学院の授業やゼミなどで、教員と教え子が親密になり、試験問題を漏えいする危険性はあったと思います。法科大学院に行って、著名な先生と接する機会を多く持つことは良いことですが、そのような機会が、結果的に試験の公平性を侵害することになってしまいました。

## ロースクールの実情と法曹養成

### 第七　法科大学院は必要性なし　予備試験の制限の必要もなし

法科大学院の志願者が大幅に減少するなか、日弁連や文部科学省、法科大学院協会は、法科大学院への進学を勧めるパンフを作成して各地で配布しているようです。

しかし、このパンフには、法科大学院に進学した場合のリスクが明示されていません。リスクとは、受験期間が卒業後五年で五回であること、奨学金の大半が貸与であり、卒業後返還しなければならないこと、司法修習が貸与制であり、やはり返還しなければならないこと、新卒で就職できないこと、社会人の場合は、会社を離職する可能性が高いことなどです。

リスクについて、具体的な説明もなく、多額のコストと時間がかかる法科大学院への進学を勧めるというのは、問題があると思います。

また、予備試験の志願者増加に危機感を抱いた法科大学院関係者や法律家が、予備試験の受験の制限を主張しています。

しかし、これはおかしな話です。

大学を卒業して、早くかつコストを安くして、法律家として働きたいという考えは、経済的な合理性を有する人間であれば通常とるものです。

法科大学院に進学するよりも、予備試験を受けた方が、早くかつ低コストで法律家になれる可能性がある以上、経済的合理性を有する行動として、予備試験を受ける人を制限する理由はないと思います。

また、予備試験受験を制限する前に、どうして、予備試験を受験して、法科大学院に進学しなくなったのかを考える必要があります。法科大学院の学費や教員の質、カリキュラムなどの改善をしないまま、単に予備試験を制限すれば、法科大学院の進学者が増えるものでもありません。法科大学院関係者は、予備試験合格者に負けないだけの人材をつくるための改善の努力をすることをすべきではないでしょうか。

このように、予備試験組が優秀であること、多くの法科大学院の合格率が低迷していることからすれば、今の法科大学院を卒業しなければ、受験資格を認めないという制度を維持する必要はないと思います。

### 第八　まとめ

私自身、法科大学院でもお世話になった教員もいましたし、学費も無償でしたから、個人的に得たものはたくさんありました。ただ、法科大学院は、国民の税金から援助を受けている以上、社会的なコストとして本当に必要なのかを精査する必要があります。法科大学院が、法曹志願者の弊害になって、十分な人材が養成できないのであれば、その存在自体を含めて、今後の法曹養成のあり方を検討する必要があると思います。

## 青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

◆　◆

登録希望の方は、事務局（bengaku@seihokyo.jp）まで、アドレスをお送り下さい。

〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」⑮〉

# ブックレット「法科大学院はどうなる ー若手弁護士の声」を発行しました

## 是非、ご購入下さい

司法問題対策委員会　立松　彰

**1**

総会議案書において予告していた標記ブックレットの御披露目を横浜総会において無事果たすことができました。

このブックレットの「第二章　若手弁護士の声」には、六五期から六七期にかけての若手会員二七名の体験談が収録されていますが、これは、総会議案書にも記載しましたように、当部会の機関紙である「青年法律家」の二〇一三年三月号より開始した「ロースクールの実情と法曹養成」シリーズへの寄稿原稿を基にしたものです。

**2**

このシリーズ第一回の冒頭において、連載の趣旨を次のように説明しています。

「二〇一二年一二月に横浜で行われた常任委員会では、群馬支部の樋口和彦会員からアメリカの法曹養成制度の現状を踏まえた問題提起がなされ、新六五期会員を中心に多数の若手会員から法科大学院における教育の現状について報告があるなど活発な議論が行われた。

常任委員会での活発な議論、とりわけ新六五期をはじめとする若手会員からの積極的な問題提起を受けて、法科大学院制度の問題に対する会内での議論をより活発化させていくことが必要であると感じている。

現在、政府が設置した法曹養成検討会議（座長：佐々木毅学習院大学教授）においても、法科大学院について議論がされているところであり、青法協としても積極的に議論に参加する時期にきていると思われる。

法科大学院が発足して数年が経つが、いまだ多数をしめる旧司法試験世代に属する会員と法科大学院教育を受けた若手会員との認識のギャップを埋めるためにも、「青年法律家」紙上において法科大学院教育を経験した会員からの声を集めたいと考えている。（司法改革問題対策委員会　戸館圭之）」

**3**

連載開始から既に三年以上が経過し、政府の検討組織も、法曹養成検討会議から法曹養成制度推進会議へ、そして推進会議決定（二〇一五・六・三〇）後は、「法務省及び文科省が行なうべき取組並びに関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当って必要な連絡協議を行うための体制」として、法務省司法法制部及び文科省高等教育局からなる「法曹養成制度改革連携チーム」が構成され、また、法務省及び文科省は、最高裁及び日弁連の「参集」を得て開催される法曹養成制度改革連絡協議会を開催するとされていますが、こうした経過にもあらわれているように、法科大学院「改革」は、混迷を深めています。

**4**

さて、当ブックレットは一四四頁と厚く読みごたえがありながら定価（本体）は一〇〇〇円とお安くなっております。とりあえず本部で五〇〇部購入しております。当ブックレットは、法曹養成制度の再「改革」に向けた議論の素材としても有用と思います。是非ご購入のうえご活用頂ければ幸いです。

青法協本部にお申し込み頂ければ、販売価格は二割引で八六四円（税込）、送料は本部負担です。宜しくお願い申し上げます。

**書評**

# 『小説　司法修習生　それぞれの人生』

◎霧山　昴　著

東京　原　和良

**1**

ゴールデンウィーク前、事務所に一冊の本が送られてきた。福岡弁護士会の有名人霧山昴弁護士（ペンネーム）から謹呈いただいた『小説　司法修習生　それぞれの人生』（花伝社）という本だ。霧山弁護士には、福岡弁護士会のホームページで、拙著二冊について頼みもしないのに書評を書いていただき、親しくさせていただいている。謹呈いただいた以上、どんなにつまらなくとも早く読んで感想を送らねばならない。

わざわざ、「小説」と書いている以上、小説なのだろう。でも、司法修習生というあまりにもストレートなタイトルでは、売れないのではなかろうかと余計な心配をしてしまう。

**2**

カフェのオープンデッキで、コーヒーを飲みながらページをめくりプロローグから読み始めた。何と、喫茶店での修習生どうしの若い男女の別れ話から始まるではないか。さすが霧山弁護士。ただものではない。もしかしたら、これは本当に小説かもしれない。何がこれから起きるのだろう？　と興味を惹かれ、物語に吸い込まれていった。


# 法科大学院はどうなる

## 若手弁護士の声

青年法律家協会弁護士学者合同部会　編
渡部容子　永山茂樹　立松彰　編著

新たな法曹養成制度の実体験と貴重な手記を多数収録

法科大学院を経て法曹となった若手弁護士は、いま、どのように考えているか？

当機関紙「青年法律家」シリーズ「ロースクールの実情と法曹養成」に掲載された体験記を中心としてまとめられたブックレットです。

主な目次

第一章　給費制をなくさないで！
　　――法科大学院世代が体験したこと
第二章　若手弁護士の声
第三章　司法制度「改革」と法科大学院「改革」
　　――法科大学院教育の現場から
第四章　法曹養成制度の再「改革」に向けて

※注文は本部事務局まで

A5 ブックレット：144 頁　花伝社刊
青法協頒価：800 円+税　送料無料
（定価は 1000 円+税）

新刊　旧刊

**3**

この物語は、一九七三年四月、司法研修所に入所した二六期修習Bクラスの前期修習の若者たちの人間模様を綴った小説である。小説家の文章は、法律家の文章と違い説明してはいけないのが鉄則と言われている。言いたいことは説明してはいけない。情景の描写や登場人物の言葉を通じて語らせる。なかなか難しいことだが、これをやってのける霧山弁護士は、やはりすごい。本当に弁護士なのか。

**4**

良くも悪くも、人はその時代の影響を否応なく受けながら時には時代に翻弄されながら生きていくし、生きていかざるを得ない。時に司法反動が吹き荒れていた時代。それぞれの夢を抱いて研修所に入所した修習生たちの人生の葛藤を、どの立場にも偏ることなく、淡々と描写していくその手法は、いつの間にか四七期八組の自分が、二六期B組に編入して教室に座っているかのような気持ちにさせてくれる。私たちの期は、湯島で前期修習をした最後の期であるが、その共通体験がそうさせてくれるのかもしれない。

**5**

霧山弁護士は、弁護士になって四二年目、私は二一年目。新人の弁護士と霧山弁護士の丁度中間地点に私はいる。司法改革の中で、修習生活も修習生も私は大きく変わったとつくづく思う。それをとやかくいうつもりはない。一年修習で弁護士になった若い弁護士が、もし旧司法試験時代の修習生活を追体験したいということであれば、ぜひこの本をお薦めしたい。何で、あの先輩弁護士はあんなにパワフルなのか？　何であんなに頑固で頭が固いのか、その秘密の鍵を見つけることができるかもしれない。

**6**

小説では、青法協メンバーの言葉、裁判官教官の言葉、勉強会で講師を務める青法協の先輩弁護士、青法協裁判官の言葉を通して、青法協が語られる。みんな今も現役で頑張っている先輩法曹であり親近感を感じる。数年前退官された二三期のM元裁判官の言葉も胸にささる（同じ話を退官直後に青法協の福岡常任委員会で聞く機会があった）。

青法協結成準備会での先輩弁護士が語る言葉～「弁護士は自由業といっても法律事務所を構えなければなりません。集団事務所といっても一人ひとりに生活がかかっています。だから、弁護士は一人あたり少なくとも二五万円の売上を毎月、確保しなければなりません。民主的運動に関わるとしても、商売としての弁護士もやらなければならないのです。そのためには、コネクション、人間関係を絶えずつくっておく必要があります。……青法協というところは、どのような法律家になっていくのかについて意識的に考える人たちの集合体、団体なのです。」これは、想像するにO弁護士の言葉であろうか？　今も社会派弁護士に共通する難しい課題である。

本書はあらゆる意味で、司法の歴史を知りこれからの司法を考える生きた教材であり、特に若い弁護士のみなさんには一読を薦めたい。

**『小説　司法修習生**
**それぞれの人生』**

著　者：霧山　昴
出版社：花伝社
定　価：一八〇〇円＋税

法律家六団体◎集会アピール

# 六・九「安倍政権と報道の自由」集会アピール

市民集会「安倍政権と報道の自由」が六月九日、改憲問題対策法律家六団体連絡会の主催で開催されました。会場には定員を超える四〇〇人あまりが詰めかけ、この問題に対する関心の高さを表していました。岸井成格氏（毎日新聞特別編集委員）の講演では、自らがキャスターを務めた番組での経験などから、政権批判を許さない空気が広がっているとともに、一方では政権がメディアを分断と選別で巧妙に操っていると述べました。また、金平茂紀氏（TBS「報道特集」キャスター）、青木理氏（ジャーナリスト）からも連帯のメッセージがあり、最後に、以下の集会アピールを採択し、閉会しました。（編集部）

今、日本のメディアをめぐる状況は、深刻な危機に陥っています。

二〇一四年一一月のTBS「NEWS23」街頭インタビューに対する安倍首相発言、同年一二月の衆議院選挙を前に行われた自民党によるNHKと民法各局に対する「公正中立」報道の要請書送付、二〇一五年五月の自民党によるNHKとテレビ朝日経営幹部聴取問題、同年六月の沖縄二紙への自民党議員らによる暴言、そして今年二月の高市総務大臣の電波停止発言など、与党・政権によるメディアへの直接・間接の介入攻撃事例は後を絶ちません。国連のデービッド・ケイ特別報告者（米国）が今年五月暫定の調査結果を発表し、日本のメディアの独立が深刻な脅威に直面していると警告していますし、「国境なき記者団」は、二〇一六年の「報道の自由度ランキング」で日本は前年より順位が一二下がって七二位だと発表しています。

とりわけ、政府が、放送内容に関する倫理的規定である「政治的に公平であること」（放送法四条一項二号）を持ち出し、あたかもこれが法的拘束力を持つかのように喧伝し、しかもこれに違反した場合には電波停止を発動する権限があることを正面から主張したことは看過できない問題です。「政治的に公平」か否かを政治権力が判断することがあってはなりません。こうした動きは放送局に対する威嚇や恫喝にほかならず、政権を批判する放送の制作・編集に対して強い萎縮効果を狙ったものと言わざるを得ません。

これら一連の報道の自由の危機は、憲法違反の秘密保護法や安保法制の制定、自民党などのもくろむ明文改憲の動き、「戦争する国づくり」と切り離して見ることはできません。報道の自由と国民の知る権利の保障（憲法二一条）は、政治的言論を活性化させ民主主義の基盤であると同時に、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（憲法前文）ための不可欠な前提であるからです。

本日の集会では、これまでTBS「NEWS23」のアンカーを務めてこられた岸井成格氏（毎日新聞特別編集委員）の講演により、与党・安倍政権によるメディアへの介入・攻撃がいかに組織的でかつ巧妙であるかを知るとともに、こうした権力の腐敗や濫用を監視し、暴走を食い止めることこそがジャーナリズムの本来の使命であり、戦前の言論抑圧の教訓であることをあらためて確認することができました。

そして、権力からの介入・攻撃に対して、すべてのメディアが連帯してこれを跳ね返すことが大切であり、そしてなによりも、メディアと主権者たる市民とが共同して反対の声を挙げる運動が重要であることも学ぶことができました。私たちは報道内容に対してより敏感に応答する必要があります。「各報道番組への市民からの激励のことばが、どれだけ報道現場に生

きる制作者たちを勇気づけることになるか」――メディアを真に信頼に足るものとするためには、市民の側からのメディアへの積極的な関わり、共に歩む姿勢が求められていることを忘れてはなりません。報道機関の自律性を保障するためには、市民からの信頼と期待が不可欠です。

改憲が争点となる参議院選挙を一か月後に控え、安倍政権によるメディアへの介入とメディア側の一層の「自粛」がとりわけ懸念される中、私たち市民は今後とも、権力を監視し権力の暴走をくいとめるメディアを応援し、メディアに携わる人々と連帯して憲法の保障する報道の自由を守り抜いていくことをあらためて誓います。

二〇一六年六月九日

「六・九安倍政権と報道の自由」集会参加者一同

主催団体

**改憲問題対策法律家六団体連絡会**

構成団体

**社会文化法律センター**
**自由法曹団**
**青年法律家協会弁護士学者合同部会**
**日本国際法律家協会**
**日本反核法律家協会**
**日本民主法律家協会**

## 今後の日程

**【常任委員会】**

＊第2回　9月 2日(金) ～3日(土)　徳　山
＊第3回 12月 2日(金) ～3日(土)　沖　縄
＊第4回
　2017年 3月 3日(金) ～4日(土)　宇都宮

**【第48回定時総会】**

2017年 6月24日(土)～25日(日)　東　京

## 各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

**【司法問題対策委員会】**

8月22日（月）18時～　青法協本部

**【憲法委員会】**

8月22日（月）10時半～　青法協本部

**【修習生委員会】**

8月30日（火）10時～　青法協本部

**【広報委員会】**

8月30日（火）14時～　青法協本部

## 編集後記

▼今号も公害・環境、戦後補償、法曹養成といった青法協らしい内容となりました。寄稿された先生方に改めて感謝申し上げます。▼大幅に締切に遅れ、この際だからと参議院選挙の翌日に本原稿を起案しています。選挙をたたかうといかに世間に謬論が蔓延しているのか、つくづく感じます。同時に宣伝・対話を通じて有権者の変化も間近に感じられる良い機会です。ただ、今回はマスコミが選挙をあまり報道しないという印象がありました。▼過去の編集後記では「『青年法律家』で学びつつさらに憲法を守る闘いを広げたい」「憲法問題こそ私たち法律家が闘わなければ存在意義がありません」「これからもたたかいが続きます」「腐らないでぼちぼちやりたいところです」と書いたことがあります。選挙結果を受け、こうした思いを改めて強くしているところです。▼ともあれ、「憲法の立憲主義・民主主義・平和主義を守る本物の法律家」を新たに参議院に送り出すことができたことは私たちの希望です。（中川勝之）